

令和7年2月20日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 調達番号 | 医病023 |
| (2) | 調達件名及び数量 | 統合診療棟 アイセンター診察待ちシステム導入作業 一式
(別紙仕様書のとおり) |
| (3) | 完了期限 | 令和7年5月7日 |
| (4) | 作業実施場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院および受注者の保有する施設 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 再開発企画整備室 調達係
電話 06-6879-5339
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年2月28日 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負の表示 統合診療棟 アイセンター診察待ちシステム導入作業 一式

1. 受注者は、本仕様書により、作業を実施するものとする。
2. この契約の細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
3. 請負代金は1回払いとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
5. 作業の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
6. 作業のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
7. 作業実施上疑義が生じたときは、その都度、本院職員と協議し、処理するものとする。
8. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

- I. 請負の概要 統合診療棟アイセンターに診察待ちシステムを導入することで、患者案内が円滑に進むようにするものとする。
- II. 請負の完了期限 令和7年5月7日
- III. 請負の実施場所 吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院および受注者の保有する施設
- IV. 請負の内容
一般事項 受注者は、別紙2「導入機器一覧」を納品する際は、本院に導入している既存の病院情報システム(日本電気(株)製)を納品した日本電気(株)と連携を図り、作業を滞りなく行うこと。
- 特記事項 別紙2の機器を導入する際は以下の仕様を満たすよう作業を実施すること。
1. ソフトウェアについて
統合診療棟アイセンター診察待ちシステムのソフトウェアについては、以下の機能を有するものとする。
①本院が指定する診察待ち表示が可能なソフトウェアを提供するものとし、別紙3に記載の機能を有するものとする。
②上記ソフトウェアについて、本院が導入している既存病院情報システムとデータ連携させるものとする。
 2. ハードウェアについて
統合診療棟アイセンター診察待ちシステムのハードウェアについては、以下の機能を有するものとする。
①24型液晶ディスプレイ 22式
イ. 24インチ相当のディスプレイであること。
ロ. 壁掛金具にて壁に取り付けできること。
ハ. HDMI端子を搭載していること。
②モニターアーム 22式
イ. 壁面へ取り付けができること。
ロ. 幅が115mm相当であること。
③50型大画面液晶ディスプレイ 2式
イ. 50インチ相当のディスプレイであること。
ロ. USBメディアプレーヤー機能内蔵であること。
ハ. 明るさをセンサーにて感知し自動調節が行える機能を有すること。
ニ. 壁掛金具にて壁に取り付けできること。
ホ. USBポートを備えていること。
ヘ. HDMI端子を搭載していること。
④壁掛けチルト金具 2式
イ. 壁面へ取り付けができること。

- ⑤ディスプレイPC 24式
 - イ. 主メモリを8GB以上搭載していること。
 - ロ. Windows 10 IoT Enterprise 2021 LTSC以上を搭載していること。
- 3. 設置場所および使用方法等について
 - ①24型液晶ディスプレイ
 - ②モニターアーム
 - イ. 24インチ相当液晶ディスプレイを本院が指定する所定の場所に設置すること。
 - ③50型大画面液晶ディスプレイ
 - ④壁掛けチルト金具
 - イ. 50インチ相当大画面液晶ディスプレイを本院が指定する所定の場所に設置すること。
 - ⑤ディスプレイPC
 - イ. 番号表示液晶ディスプレイの制御用端末として、番号表示液晶ディスプレイ1台につき1台準備すること。
 - ロ. 待合用(50インチ)、診察室用(24インチ)の液晶ディスプレイの背面壁側に設置すること。
- 4. 画面表示方法について
 - ①待合用(50インチ)2台、検査室用(24インチ)22台の液晶ディスプレイに受付番号を表示するものとする。
 - ②受付番号は再来受付機にて発番した受付番号を表示するものとする。
 - ③テロップ(インフォメーション)を表示できるものとする。
 - ④お知らせ表示(インフォメーション)ができるものとする。
- 5. その他
 - ①アイセンターでの診察待ちシステム導入システムの導入にあたり、操作方法等についてユーザーに説明を行うものとする。
 - ②診察待ちシステム導入システムの操作方法について、マニュアル等を作成し納品を行うものとする。
 - ③納期については令和7年5月7日までとする。(新棟開院時のシステム稼働立合いを含む)

別紙2 導入機器一覧

品名	メーカー・型番	数量
MELTHWINDOW 診療待ちソフト	(株)メルス製 MELTHWINDOW-S	1式
24型液晶ディスプレイ *1	日本電気(株)製 LCD-AS244F / (株)アイ・オー・データ機器製 LCD-DF241EDW-A	22式
モニタアーム	サンワサプライ(株)製 CR-LA303	22式
50型大画面液晶ディスプレイ *1	日本電気(株)製 LCD-M501-2 / シャープ(株)製 PN-HY501	2式
壁掛けチルト金具 *1	日本電気(株)製 ST-TM50 / シャープ(株)製 PN-ZK601	2式
ディスプレイPC *1	(株)メルス製 t430-mel / (株)日本HP製 HP Elite t655 Thin Client	24式

*1についてはどちらのメーカー製品でも納品可とする。

別紙3

項番	
	アイセンター診察待ちシステム導入
1	診療待ち表示機能
1.1	基本機能
1.1.1	電子カルテシステムと連携して、表示ディスプレイへ受付番号を表示できること。
1.1.2	電子カルテシステムと連携し、患者来院受付時に発行された受付番号を、対応する液晶ディスプレイに表示できること。
1.1.3	各案内表示システムは、高齢者や視覚障害がある患者にも配慮した画面設計であり、全体が共通のコンセプトで画面設計されて患者にわかりやすいものであること。
1.1.4	表示画面デザインレイアウトがNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構に認証されたデザインがベースであること。
1.1.5	丸みを帯びたフォントを採用し、認識性の高いフォントが使用されていること。
1.1.6	画面の表示時間は10～180秒で設定が可能なこと。
1.1.7	番号が更新された際には点滅とチャイムによるお知らせが可能なこと。
1.1.8	全端末の電源ON/OFFの集中管理がサーバで出来ること。
1.1.9	設定用端末から、手動により全端末一斉、もしくは個別に電源ON/OFFが出来ること。
1.1.10	カレンダー機能を有し、外来休診日は起動しないようにできること。また、当院が指定する日を自由に非稼働日に設定できること。
1.1.11	各ディスプレイ毎に、稼働日・非稼働日を設定できること。また導入後でも、利用者側で任意に設定・変更できること。
1.1.12	各ディスプレイの表示開始時間を個別に設定できること。また導入後でも、利用者側で任意に設定・変更できること。
1.1.13	テロップ(インフォメーション)を表示できること。
1.1.13.1	テロップインフォメーションは、サーバで入力する院内共通テロップインフォメーション、ブロック化した診療科及び特定のディスプレイの3種類を表示できること。
1.1.13.2	テロップメッセージは、1文章100文字以上で任意に作成でき、登録件数は無制限の事前登録ができること。
1.1.13.3	テロップの流れるスピードはディスプレイ毎、個別に設定できること。
1.1.13.4	テロップ表示スケジュール機能を有し、曜日毎/時間毎の設定ができること。
1.1.13.5	予め雛形として作成できる、テロップマスタ機能を有すること。
1.1.13.6	テロップメッセージ文字は、液晶ディスプレイ単位に指定でき、表示文字色や太字、アンダーラインなどの修飾を文字単位で指定できること。
1.1.14	お知らせ表示(インフォメーション)ができること
1.1.14.1	予め準備された静止画像上に、入力した文字を重ねて表示できる機能を有すること。また、それが任意で設定可能なこと。
1.1.14.2	予め雛形として作成できる、インフォメーションマスタ機能を有すること。
1.1.14.3	入力文字は、表示モニタ単位に指定でき、表示文字色や点滅、太字、アンダーラインなどの修飾を文字単位で指定できること。
1.1.14.4	本院にて作成したイメージファイル(静止画像)を任意で表示する機能を有すること。
1.1.14.5	画面の表示時間は3～180秒で設定が可能なこと。
1.1.14.6	スケジュール機能を有し、曜日単位、時間単位での表示/非表示の設定が可能なこと。
1.1.15	静止画像は100件以上登録できること。
1.1.15.1	静止画像として表示する「*.bmp」「*.jpg」ファイルは、画像サイズに関わらず、表示するサイズに自動調整を行い、表示できること。
1.1.16	休診・代診情報の登録・管理が出来、インフォメーション表示できること。また全ての休診情報を出すのではなく、1ヶ月前から表示できること。
1.1.17	緊急時に一斉表示ができること。
1.1.18	各ディスプレイの現在の表示内容を、特別なアプリケーションを導入することなく、任意の端末から、Edgeブラウザを使用して参照できること。
1.1.19	Logの保持期間の設定ができること。またLogの削除、データベース内のデータの削除が自動的にできること。
1.1.20	各案内表示システム側に液晶ディスプレイ焼き付け防止機能があること。
1.1.21	各種設定の変更・登録は、当システムのサーバ・端末からのみではなく、電子カルテ端末にインストールした管理機能からも設定できること。
1.1.22	設定用端末は、設置箇所毎に使用できる機能の制限を持たせることができること。

請負契約書(案)

請負の表示 統合診療棟 アイセンター診察待ちシステム導入作業 一式

請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫 と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙4「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院および受注者の保有する施設において、これをするものとする。
- 第5条 完了期限は、令和7年5月7日とする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書及び作業報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院再開発企画整備室調達係に送付する方法で交付するものとする。
- 第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院再開発企画整備室調達係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は、免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。